

令和8年度 あきた材県内住宅利用促進事業

1 事業概要

県産材の利用拡大を図るため、県内において県産材を一定量以上使用した新築住宅及びリフォームを行う工務店等に対して支援します。

2 支援内容等

(1) 実施主体

- ① 工務店グループ：工務店やハウスメーカーが組織する、県産材を利用した木造住宅の新築及びリフォームを合計で年間20戸以上行うグループ
- ② 単独工務店：県産材を利用した木造住宅の新築及びリフォームを行う単独の工務店及びハウスメーカー

※いずれも、県と「県産材製品の利用強化に関する協定」を締結する必要があります。

(2) 補助の条件 ※詳細は実施要領を参照

住宅の新築及びリフォームに県産材による構造材・下地材・造作材を利用した場合であって、下記の条件を全て満たすこと

- ① 新築は県内で建築した木造住宅(戸建注文、戸建建売、戸建貸家、住宅兼店舗、長屋建住宅等)、リフォームは県内の住宅を対象に行うものであること
- ② 主要構造材(柱・梁・桁)には県産JAS認証製品等が使用されていること
- ③ 1戸当たりの県産材利用量が所定の基準を満たしていること
- ④ 検査済証の発行年月日が「令和8年3月1日～令和9年2月28日」の期間内であること
- ⑤ 完成した住宅の書類審査を別途定める期間内に受けること
- ⑥ 木材使用量を基に戸別に二酸化炭素固定量を算出し、施主に対して認証書を発行すること

(3) 補助メニュー及び補助金額

区分	県産材利用量の基準 (1戸当たり)	補助金額 (1戸当たり定額)	補助枠
新築	20m ³ 以上	20万円	20戸
	15m ³ 以上	15万円	140戸
	10m ³ 以上	10万円	50戸
リフォーム	10m ³ 以上	10万円	30戸



(4) 事業の詳細及び申請書のダウンロード

美の国あきたネット(秋田県公式サイト)からダウンロードできます。

→ <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/95329>

トップページの検索ウインドウでコンテンツ番号「95329」を検索してください。

(右のQRコードからもアクセスできます。)

3 問い合わせ先・書類提出先

○ 問い合わせ先(事業全般)、提出先(協定締結、補助金申請等(単独工務店のみ))

秋田県農林水産部 林業木材産業課 木材利用推進チーム ☎018-860-1915

○ 提出先(補助金申請等(工務店グループのみ)) ※グループ事務局の所在地を管轄する地域振興局に提出

鹿角地域振興局 森づくり推進課 ☎0186-23-2275 由利地域振興局 森づくり推進課 ☎0184-22-8351

北秋田地域振興局 森づくり推進課 ☎0186-62-1445 仙北地域振興局 森づくり推進課 ☎0187-63-6113

山本地域振興局 森づくり推進課 ☎0185-52-2181 平鹿地域振興局 森づくり推進課 ☎0182-32-9505

秋田地域振興局 森づくり推進課 ☎018-860-3381 雄勝地域振興局 森づくり推進課 ☎0183-73-5112

○ 提出先(完成した住宅の書類審査) ※事務委託団体

秋田県木材産業協同組合連合会 ☎018-837-8091